

ふれあいランド岩手を利用される皆様へ

ふれあいランド岩手では、施設を安全に、そして快適にお使いいただくため、「ふれあいランド岩手管理運営基本方針」に基づき施設を管理運営しています。

つきましては、皆様のご理解とご協力をいただきたく、お知らせします。

ダイジェスト版

ふれあいランド岩手

管理運営基本方針

【ふれあいランド岩手管理運営基本方針の項目】

■ 基本理念と運営計画 ■

ランドの目指す姿と、それを実現するために考慮すべきことを掲げています

■ 利用時間 ■

ランドの利用時間は9時から21時まで、休館日は水曜日です

■ 利用料金 ■

施設ごとの利用料金のほか、無料や減免の規定があります

■ 利用までの手続 ■

利用者の登録、施設の予約方法、利用の許可申請等について記載しています

■ 施設の貸出条件 ■

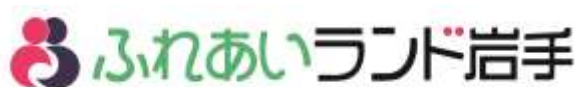
施設ごとに、個人又は団体が利用する際の貸出条件等を定めています

■ ランドの事業展開 ■

施設の貸出のほか、障がい者、高齢者を含む一般県民を対象とした事業を展開します。

■ 施設の安全管理等 ■

災害などの緊急時の迅速かつ適切な対応、個人情報の適切な取扱いを行います





基本理念 きほんりねん

ふれあいランド岩手の運営は、福祉交流施設条例(平成6年条例第50号)に定める「障がい者・高齢者等を含めたすべての県民が、スポーツ・レクリエーション活動及び文化活動を通じて、相互交流を行い、誰もが健やかに生活できる地域社会の実現を目指す」ことを基本理念として行います。

福祉交流施設条例とは、

ふれあいランド岩手設置の根拠となるものであり、また、施設の管理は、岩手県が選ぶ指定管理者によって行われることとなっています。

現在の指定管理者は、社会福祉法人岩手県社会福祉協議会です。

運営計画 うんえいけいかく

ふれあいランド岩手は、県内の社会福祉活動の中核施設として、次の事項に常に留意しながら、施設自体が持つ機能と効果的な指導を提供します。

- 1 障がい者や高齢者、児童など、誰もが安全で快適に利用できるよう、施設内における段差の解消や視聴覚障がい者のための各種の誘導・案内設備など、構造面での配慮はもとより、プールには常時職員を配置するなど、安全面での指導、管理を行います。
- 2 年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もがスポーツや文化活動に親しむことができるよう、それぞれの状態に応じた多様なプログラムと専門的な指導者による支援体制を整備するとともに、サークル活動等利用者の自主的活動を支援します。
- 3 これからの地域社会を担うボランティア等の養成などに積極的に取り組むとともに、健康、福祉、スポーツに関する県民のニーズに対応した情報の提供に努めます。
- 4 ふれあいランド岩手は、岩手県社会福祉協議会など民間福祉団体の活動拠点となることから、これらの団体と十分連携し、本県の民間社会福祉活動の一層の活発化が図られるよう積極的に支援します。



利用時間りようじかん

- 利用時間 9:00 ～ 21:00
 - ただし ● プールは 10:00～20:40 図書室・こども広場は 9:00～17:00
 - ふれあいランド祭開催日と 12 月 28 日の閉館時間は 17:00
- 受付時間 8:45 ～ 20:00
- 休館日
 - ・ 水曜日 ただし、水曜日が休日の場合を除く
 - ・ 12 月 29 日 から 1 月 3 日 まで

利用料金りようりょうきん

- 利用料金
 - ・ 別表のとおり
 - ・ 利用料金は、利用当日に現金で納入
- 利用料金の無料又は減免

次のような個人・団体が無料又は減免（現在は全額免除）の対象となります。

無 料	<ul style="list-style-type: none"> ○身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 ○上記と同程度の障がい有すると認められる方 ○65 歳以上の方 ○幼児 ●上記に該当する方のみで構成される団体 ○障がい者・高齢者の介護を行う方（1 人に限る）
減 免	<ul style="list-style-type: none"> ●国、県、市町村又は福祉団体が福祉目的で利用する場合 <ul style="list-style-type: none"> 福祉団体 ① 社会福祉法人 ② 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人のうち、定款で社会福祉の増進をその設置目的としている団体 ③ NPO 又は任意団体のうち、定款、会則等で社会福祉の増進を目的とし、かつ継続的に活動している団体 ●学校が教育活動として利用する場合 ●障がい者又は高齢者が半数以上含まれる団体が利用する場合 ○介護者が 2 人以上の場合の 2 人目からの介護者



利用までの手続りようまでのてつづき

利用者登録

- ① **初めて施設を利用しようとする場合、利用者登録を行い、利用証(個人)又は登録証(団体)の交付を受けてください**

● **手続に必要な書類**

【個人】障がい者：障害者手帳等

高齢者：保険証や免許証などの生年月日の記載されたもの

学 生：学生証

【団体】団体の種類によって提出書類が異なります。お問い合わせください。

利用者登録申請のあった団体については、利用者調整会議で審査を行います。下記の場合は登録を承認しませんのでご注意ください。

ア 岩手県の条例規則に違反するとき

イ 公の秩序を乱し、又は善良な風俗に反するおそれがあるとき

ウ 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき

エ 不特定の来場者を対象に、営業、勧誘、宣伝活動をするおそれがあるとき

オ 他の利用者の迷惑となるおそれがあるとき

利用の予約

- ② **あらかじめ、利用の予約を行ってください。(電話で可)**

ただし、個人でプール、トレーニング室、体育館又は陸上競技場を利用する場合は、当日の申込みで利用できます。

[スポーツ施設の予約受付]

次の区分により定めた期間に予約受付を行い、重複した場合には調整を実施します。期間を過ぎた場合は先着順とします。

障がい者*

利用日の**3カ月前**の属する月の初日から5日まで

高齢者*、一般

利用日の**1カ月前**の属する月の初日から5日まで

※障がい者とは、障がい者個人、障がい者のみで構成される団体、障害者福祉施設

※高齢者とは、65歳以上の利用者

[文化施設の予約受付]

次の区分により定めた期日から予約受付を行い、先着順とします。

障がい者団体*

利用日の**6カ月前**の属する月の初日から

高齢者・一般団体

利用日の**3カ月前**の属する月の初日から

※障がい者団体とは、障がい者のみで構成される団体、障害者福祉施設

「利用日の3カ月前の属する月の初日から5日まで」とは、

例えば、7月15日に利用したい場合、「その3カ月前の月」は4月ですから、4月1日から5日までの間に予約が可能となります。

どうしても、それ以前に予約をしなければならない場合はご相談ください。



利用の許可

③ 利用の当日、利用の許可申請を行ってください。申請は、窓口で行うことができます。

初めて利用する障がい者及び持病のある高齢者は、看護師による面接を受けていただきます。

[利用の許可申請の方法]

● 券売機で**利用券**を購入する

【個人】プール、トレーニング室、体育館、陸上競技場、アーチェリー場

● **福祉交流施設利用許可申請書**を記入し窓口に提出する

【個人】第1卓球室、第2卓球室、テニスコート、ゲートボール場

【団体】全てのスポーツ施設、文化施設

④ ふれあいランド岩手を使用するに当たっての使用許可条件は下記のとおりとなっております。

ア 不特定多数の来場者を対象に、営業・勧誘・宣伝活動は行わないこと

イ 他の利用者の迷惑となる行為・言動は行わないこと

ウ 活動中に必要な器材等物品は指定した場合以外に置かないこと、活動が終了したら速やかに片づけ、私物は持ち帰ること

エ 職員の指示に従うこと

⑤ ふれあいランド岩手のなかで、次のような行為を行う場合には、事前に福祉交流施設内行為(変更)許可申請書を提出する必要があります。

ア 物品の販売、募金等の行為を行うとき

イ 業として写真等を撮影するとき

□□マイクロバスの運行□□

交通手段のない団体を対象に、マイクロバスによる送迎を行っています。

詳しくは、ふれあいランド岩手(管理指導グループ)にお問い合わせください。

[送迎の対象となる団体]

団体利用登録が済んでいる下記の団体となります。

○障がい者や高齢者が構成員の半数以上を占める団体

○福祉団体

●ただし、原則として1団体月2回までとします。

[マイクロバスの予約]

○マイクロバスの予約は、施設利用の予約を行う際に、併せて予約を行うことができます。



施設の利用 しせつのりよう

○施設の貸出条件

▲陸上競技場 (全天候型 200m)
[個人又は団体利用]

▲アーチェリー場 (9 的)

[個人又は団体利用]

個人利用の場合、利用認定証の取得が必要

▼プール (6 コース)

[個人利用]

利用者が目的に合ったコースを選択して利用

[団体利用]

- ①平日：2 コースを貸し出し、1 団体 1 コースを限度
- ②土日：障がい者団体以外へのコースの貸出なし

▼体育館

[個人利用]

団体利用のない面を個人が共有して利用

[団体利用]

- ①貸出は 1/4 面、1/2 面、全面の単位で貸出
- ②土日は最大 1/2 面まで貸出

▼トレーニング室

[個人利用のみ]

中学生にはトレッドミルとエアロバイクだけ貸出

▼第 1 卓球室 (A～C 台)

[個人又は団体利用]

A 台：障がい者の利用を優先

- B・C 台：①平日 1 個人又は団体 2 台/3 時間を限度
- ②土日 1 個人又は団体 2 台/2 時間を限度

▼ゲートボール場

[個人又は団体利用]

▼テニスコート (A-D コート)

[個人又は団体利用]

A コート：障がい者の利用を優先

B - D コート：

- ①平日 1 個人又は団体 1 コート/
3 時間を限度
- ②土日 1 個人又は団体 1 コート/
2 時間を限度

▼第 2 卓球室 (視覚障がい者用卓球台 1 台)

[個人又は団体利用]

障がい者の利用優先

団体の卓球以外の利用も可能

■文化施設

[団体利用]

ふれあいホール、教養室、会議室、研修室、創作室、陶芸室、調理実習室、音楽室、こども広場

[個人利用] (無料)

こども広場、図書室

注)「土日」とは、土曜日、日曜日及び国民の休日をいいます



事業の展開 じぎょうのてんかい

ふれあいランド岩手では施設の貸出のほかに、基本理念に基づき、障がい者・高齢者を含む一般県民を対象としたスポーツ事業や文化事業を展開します。

●スポーツ事業

1 スポーツの指導や教室

- リハビリ&水中歩行教室
- フレッシュアクア
- ハイドロ教室
- リズムダンス
- ふれあいクラブ他



2 イベントや地域交流事業

- 健康測定会
- ふれあいスポーツフォーラム他



3 施設利用者による競技会

- さわやか交流水泳記録会
- さわやか交流卓球大会他

4 スポーツサークルの育成・支援

■文化事業

1 文化教室

- ふれあいクッキング
- 園芸教室
- ものづくり教室
- 親子工作教室
- キッズダンス他



2 イベントや地域交流事業

- ふれあいランド祭
- ふれあい文化交流会
- ちびっこフェスタ他



3 ボランティアの養成

- 初心者手話講座

4 文化サークルの育成・支援



施設の安全管理、個人情報の取扱いしせつのあんぜんかんり、こじんじょうほうのとりあつかい

□ 施設の安全管理

ふれあいランド岩手では、施設及びその利用者の安全を確保するとともに、災害や不測の事態が発生した場合に迅速かつ的確に対処するため、日頃からの点検や巡回を行うとともに、緊急時の対応を定めた各種マニュアル等を整備します。

- 施設の利用者の事故への対応
- 不審な外来者への対応
- 火災や地震等の災害が発生した場合の対応

□□ 個人情報の取扱い

ふれあいランド岩手では、個人情報の重要性を認識し、個人の権利権益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱います。

このため、業務を通じて入手した個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止のために必要な措置を講じます。

利用者の意見を反映りようしゃのいけんをはんえい

ふれあいランド岩手では、より利用しやすい有意義な施設づくりを進めるため、次のような取組を通じ、広く利用者や関係する団体からの意見を聞き、施設運営に反映させます。また、ふれあいランド岩手の活動状況等を広報紙等により、積極的に広報します。

□ 委員会等の開催

地域懇談会、入居団体運営協議会、利用促進検討委員会を設置し、関係する機関や団体から、施設管理運営に関する意見を聴取します。

□□ 意見提言等広聴の実施

施設内に意見提言ボックスを設置し、施設利用者から意見、提言、要望、苦情等を広聴します。

□■□ 広報誌の発行

ふれあいランド岩手の活動を多くの県民の方々に知ってもらうため、定期的に広報紙を発行します。

広報紙ウイング、ふれさん通信、あいちゃん通信



◇◇ 利用料金 ◇◇

1 スポーツ施設

▼プール

【個人利用】

区 分	学 生	一 般	回数券(一般のみ)
1回につき	240円	440円	5回：2,100円 11回：4,200円

【1時間単位での貸切利用】

区 分		10時～12時	13時～17時	17時～21時
全面	学生	5,140円/時間		6,430円/時間
	一般	10,290円/時間		12,880円/時間
1コース	学生	860円/時間		1,080円/時間
	一般	1,740円/時間		2,150円/時間

※12時～13時の時間帯のみの利用はできません

【時間帯区分での貸切利用】

区 分		10時～12時	13時～17時	17時～21時	10時～17時	13時～21時	10時～21時
全面	学生	8,840円	17,660円	22,080円	26,500円	39,750円	48,580円
	一般	17,660円	35,330円	44,160円	52,990円	79,490円	97,150円
1コース	学生	1,490円	2,990円	3,700円	4,480円	6,690円	8,170円
	一般	2,990円	5,970円	7,390円	8,950円	13,360円	16,340円

▼卓球室

区 分			9時～12時	13時～17時	17時～21時	9時～17時	13時～21時	9時～21時
第1	全面	学生	1,490円	1,980円	2,490円	3,480円	4,480円	5,970円
		一般	2,990円	3,980円	4,970円	6,960円	8,950円	11,930円
	1台	学生	160円/時間					
		一般	340円/時間					
第2	学 生	290円/時間						
	一 般	550円/時間						

▼トレーニング室

区 分	学 生	一 般	回数券(一般のみ)
1時間につき	160円	340円	5回：1,600円 11回：3,200円

注) 学生とは、児童、生徒及び学生をいう



▼体育館

【個人利用】

区 分	学 生	一 般
1 回につき	60 円	110 円

【1 時間単位での貸切利用】

区 分		9 時～12 時	13 時～17 時	17 時～21 時
全 面	学生	610 円/時間		770 円/時間
	一般	1,220 円/時間		1,540 円/時間
半 面	学生	300 円/時間		380 円/時間
	一般	610 円/時間		770 円/時間
1/4 面	学生	150 円/時間		190 円/時間
	一般	320 円/時間		380 円/時間

※12 時～13 時の時間帯のみの利用はできません

【時間帯区分での貸切利用】

区 分		9 時～12 時	13 時～17 時	17 時～21 時	9 時～17 時	13 時～21 時	9 時～21 時
全 面	学生	1,610 円	2,100 円	2,660 円	3,700 円	4,750 円	6,350 円
	一般	3,200 円	4,200 円	5,310 円	7,390 円	9,500 円	12,690 円
半 面	学生	830 円	1,050 円	1,320 円	1,880 円	2,370 円	3,200 円
	一般	1,660 円	2,100 円	2,660 円	3,760 円	4,750 円	6,410 円
1/4 面	学生	440 円	550 円	660 円	1,000 円	1,220 円	1,660 円
	一般	880 円	1,100 円	1,320 円	1,980 円	2,420 円	3,320 円

▼陸上競技場

【個人利用】

区 分	学 生	一 般
1 回につき	60 円	110 円

【1 時間単位での貸切利用】

区 分	9 時～12 時	13 時～17 時	17 時～21 時
学 生	460 円/時間		
一 般	930 円/時間		

※12 時～13 時の時間帯のみの利用はできません

【時間帯区分での貸切利用】

区 分	9 時～12 時	13 時～17 時	17 時～21 時	9 時～17 時	13 時～21 時	9 時～21 時
学 生	1,220 円	1,610 円	1,610 円	2,810 円	3,200 円	4,430 円
一 般	2,420 円	3,200 円	3,200 円	5,640 円	6,410 円	8,840 円



▼テニスコート

区 分		9時～12時	13時～17時	17時～21時	9時～17時	13時～21時	9時～21時
全面	学生	5,960円	7,960円	7,960円	13,920円	15,910円	21,870円
	一般	11,930円	15,910円	15,910円	27,820円	31,800円	43,720円
1面	学生	500円/時間					
	一般	1,000円/時間					

※テニスコート照明の加算開始時刻及び料金 【1面：1時間270円】 【全面：1時間1,080円】

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
時刻	18時		19時			18時	17時		16時		17時	

▼アーチェリー場

【個人利用】

区 分	学 生	一 般
1時間につき	60円	110円

【1時間単位での貸切利用】

区 分	9時～12時	13時～17時	17時～21時
学 生	250円/時間		
一 般	510円/時間		

※12時～13時の時間帯のみの利用はできません

【時間帯区分での貸切利用】

区 分	9時～12時	13時～17時	17時～21時	9時～17時	13時～21時	9時～21時
学 生	660円	880円	880円	1,540円	1,780円	2,420円
一 般	1,320円	1,780円	1,780円	3,100円	3,540円	4,870円

▼ゲートボール場

区 分		9時～12時	13時～17時	17時～21時	9時～17時	13時～21時	9時～21時
全面	学生	1,320円	1,780円	1,780円	3,100円	3,540円	4,870円
	一般	2,660円	3,540円	3,540円	6,190円	7,080円	9,730円
1面	学生	240円/時間					
	一般	440円/時間					



2 文化施設

▼ふれあいホール

区 分	9時～12時	13時～17時	17時～21時	9時～17時	13時～21時	9時～21時
入場料等を徴収しない場合	3,320円	4,430円	5,530円	7,730円	9,940円	13,260円
入場料等を徴収	非興業	4,970円	6,630円	8,280円	11,600円	14,900円
	興業	9,940円	13,260円	16,570円	23,190円	39,750円

※ふれあいホール附属設備使用料

舞台照明 音響設備 ピアノ

780円/時間 550円/時間 880円/時間

▼会議室

区 分	9時～12時	13時～17時	17時～21時	9時～17時	13時～21時	9時～21時
第1会議室	1,440円	1,880円	2,420円	3,320円	4,310円	5,750円
第2会議室						
第1・第2統合	2,880円	3,760円	4,840円	6,640円	8,620円	11,500円

▼研修室

区 分	9時～12時	13時～17時	17時～21時	9時～17時	13時～21時	9時～21時
第1研修室	1,320円	1,780円	2,220円	3,100円	3,980円	5,310円
第2研修室	1,660円	2,100円	2,660円	3,760円	4,750円	6,410円
第3研修室						
第1・第2統合	2,980円	3,880円	4,880円	6,860円	8,730円	11,720円
第2・第3統合	3,320円	4,200円	5,320円	7,520円	9,500円	12,820円
第1・第2・第3統合	4,640円	5,980円	7,540円	10,620円	13,480円	18,130円

▼教養室

区 分	9時～12時	13時～17時	17時～21時	9時～17時	13時～21時	9時～21時
第1教養室	1,220円	1,660円	2,100円	2,880円	3,760円	4,970円
第2教養室	880円	1,100円	1,440円	1,980円	2,550円	3,430円

▼その他の施設

区 分	9時～12時	13時～17時	17時～21時	9時～17時	13時～21時	9時～21時
創作室	1,320円	1,660円	2,100円	2,990円	3,760円	5,080円
陶芸室	1,540円	2,100円	2,660円	3,650円	4,750円	6,290円
音楽室	1,660円	2,220円	2,760円	3,870円	4,970円	6,630円
調理実習室	1,980円	2,550円	3,200円	4,530円	5,750円	7,730円
こども広場	1,440円	1,880円	2,420円	3,320円	4,310円	5,750円



福祉交流施設条例

平成6年10月14日条例第50号
改正 平成9年3月27日条例第27号
平成12年3月28日条例第27号
平成17年12月15日条例第84号
平成23年3月16日条例第16号
平成24年3月27日条例第37号
平成28年3月25日条例第32号
平成31年3月26日条例第27号

(設置)

第1条 スポーツ及び文化活動を通じて、障害者、高齢者等すべての県民の相互理解と交流の活発化を図り、もってノーマライゼーションの理念の普及高揚に資するため、福祉交流施設(以下「交流施設」という。)を次のとおり設置する。

名称	位置
ふれあいランド岩手	盛岡市

(指定管理者による管理)

第1条の2 交流施設の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせる。ただし、指定管理者に管理を行わせることができないやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

追加[平成17年条例84号]、一部改正[平成23年条例16号]

(指定管理者が行う業務の範囲)

第1条の3 指定管理者は、この条例の規定により指定管理者が行うこととされた業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) その他交流施設の利用の促進に関する業務

追加[平成17年条例84号]

(使用等の許可)

第2条 交流施設の施設で別表第1に掲げるものを使用しようとする者は、指定管理者(知事が交流施設の管理を行う場合にあっては、知事。以下同じ。)の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

2 指定管理者は、前項の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の許可をしてはならない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。
- (3) その他交流施設の管理上適当でないとき。

3 指定管理者は、交流施設の管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付することができる。

一部改正[平成17年条例84号・23年16号]

第3条 交流施設において、次に掲げる行為をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

- (1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真を撮影すること。

2 前条第3項の規定は、前項の許可について準用する。

一部改正[平成17年条例84号]

(行為の禁止)

第4条 交流施設においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失すること。
- (2) 指定された場所以外の場所に張り紙若しくは張り札をし、又は広告を表示すること。
- (3) 木竹を伐採し、若しくは植物を採取し、又はこれらを損傷すること。
- (4) 土地の形状を変更し、又は土石を採取すること。
- (5) 指定された場所以外の場所で喫煙し、又は飲食をすること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所に自動車等を乗り入れ、又は駐車すること。

(使用許可の取消し等)

第5条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第2条第1項又は第3条第1項の許可を受けた者に対し、当該許可を取り消し、その効力を停止し、第2条第3項(第3条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)の条件を変更し、又は行為の中止、原状の回復若しくは交流施設からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定による処分に違反したとき。
- (2) 第2条第3項の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他の不正な手段により第2条第1項又は第3条第1項の許可を受けたとき。
- (4) 交流施設の管理上必要があると認めるとき。
- (5) その他公益上やむを得ない必要が生じたとき。

一部改正[平成17年条例84号]

(利用料金)

第6条 第2条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表第1に掲げる施設の利用に係る料金(知事が交流施設の管理を行う場合にあっては、使用料。以下「利用料金」という。)を納付しなければならない。ただし、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者(15歳未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けているときは、当該15歳未満の者)、高齢者(65歳以上の者をいう。)その他規則で定める者は、無料とする。



- 2 利用料金は、別表第2に掲げる金額の範囲内で指定管理者が定める。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について知事の承認を受けなければならない。
- 3 知事は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした利用料金を告示する。
- 4 利用料金は、指定管理者にその収入として收受させる。
- 5 知事が交流施設の管理を行う場合においては、第2項後段及び前2項の規定は、適用しない。

一部改正〔平成17年条例84号・23年16号〕

(利用料金の免除)

- 第7条 指定管理者は、公益上特別の理由があると認めるときは、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

一部改正〔平成17年条例84号〕

(利用料金の不還付)

- 第8条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することがある。

- (1) 第5条第4号又は第5号の規定に基づき指定管理者が使用の許可を取り消したとき。
- (2) 使用者の責めに帰ることができない理由により使用することができなかつたとき。
- (3) その他指定管理者が特別の理由があると認めるとき。

一部改正〔平成17年条例84号〕

(損害賠償等)

- 第9条 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失した者は、指定管理者の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

一部改正〔平成17年条例84号〕

(補則)

- 第10条 この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定める。

一部改正〔平成17年条例84号〕

附 則

この条例は、平成6年12月9日から施行する。

附 則(平成9年3月27日条例第27号)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に福祉交流施設の使用の許可を受けた者の当該許可に係る使用料の額については、なお従前の例による。

附 則(平成12年3月28日条例第27号)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に福祉交流施設の使用の許可を受けた者の当該許可に係る使用料の額については、なお従前の例による。

附 則(平成17年12月15日条例第84号)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

- 2 この条例による改正後の福祉交流施設条例(以下「改正後の条例」という。)第1条の2に規定する指定管理者の候補者で議会の議決を経たものは、この条例の施行前においても、改正後の条例別表第2に掲げる金額の範囲内で、知事の承認を受けて改正後の条例第6条第1項に規定する利用料金(以下「利用料金」という。)を定めることができる。
- 3 知事は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした利用料金を告示する。

附 則(平成23年3月16日条例第16号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月27日条例第37号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月25日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年3月26日条例第27号)

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

附 則(平成28年3月25日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

福祉交流施設条例施行規則

平成6年12月7日規則第227号

改正 平成7年3月31日規則第33号

平成9年3月31日規則第33号

平成11年3月31日規則第102号

平成11年3月31日規則第103号

平成12年3月28日規則第87号

平成18年3月7日規則第22号

令和元年9月24日規則第28号

(趣旨)

- 第1条 この規則は、福祉交流施設条例(平成6年岩手県条例第50号。以下「条例」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(休所日)

- 第2条 福祉交流施設(以下「交流施設」という。)の休所日は、次のとおりとする。

- (1) 毎週水曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その翌日以後の日であつて当該休日に最も近い日曜日、土曜日及び休日でない日)
- (2) 休日の翌日(当該翌日が日曜日、土曜日及び休日に当たる場合を除く。)
- (3) 12月29日から翌年1月3日まで

- 2 条例第1条の2に規定する指定管理者(以下「指定管理者」と



いう。)は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、前項の休所日以外の日において臨時に休所し、又は同項の休所日において臨時に開所することができる。

一部改正〔平成18年規則22号〕

(使用時間)

第3条 条例別表第1に掲げる施設(以下「交流施設の施設」という。)の使用時間は、9時から21時までとする。ただし、プールの使用時間は、10時から21時までとする。

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、前項の使用時間を臨時に変更することができる。

一部改正〔平成18年規則22号〕

(許可の申請)

第4条 条例第2条第1項及び第3条第1項の規定による許可(以下「許可」という。)を受けようとする者は、指定管理者が定めるところにより申請しなければならない。

一部改正〔平成18年規則22号〕

(許可の条件)

第5条 次に掲げる事項は、許可の条件とする。

(1) 使用若しくは条例第3条第1項各号に掲げる行為を終了したとき、又は条例第5条の規定に基づき許可を取り消されたときは、指定管理者の指示に従って速やかに跡片付けその他の整理整頓をすること。

(2) 感染症の患者、めいてい者、火薬、凶器等の危険物を携帯する者等で交流施設内の秩序又は風俗を乱すおそれがあると認められるものを入所させないこと。

(3) その他交流施設の維持管理のためにする指定管理者の指示に従うこと。

一部改正〔平成11年規則102号・18年22号〕

(条例第6条の規定で定める者)

第6条 条例第6条第1項ただし書の規則で定める者は、次のとおりとする。

(1) 知事が定めるところにより療育手帳の交付を受けている者

(2) 条例第6条第1項ただし書の身体障害者手帳の交付を受けている者又は前号に掲げる者の介護を行う者(1人に限る。)

(3) 幼児

(4) 交流施設の目的を達成するため指定管理者が必要と認める者

一部改正〔平成18年規則22号〕

(指定管理者による立入り)

第7条 指定管理者は、交流施設の管理上必要があると認めるときは、使用中の交流施設の施設内に交流施設の管理の業務に従事する者を立ち入らせることができる。

一部改正〔平成18年規則22号〕

(附属の設備の利用料金の上限額)

第8条 条例別表第2に掲げる附属の設備の利用料金の上限額は、別表に掲げるとおりとする。

一部改正〔平成18年規則22号〕

(利用料金の免除及び還付)

第9条 条例第7条又は第8条の規定により、利用料金の全部又は一部の免除又は還付を受けようとする者は、指定管理者が定めるところにより申請しなければならない。

一部改正〔平成18年規則22号〕

(損傷等の届出)

第10条 許可を受けた者は、施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、速やかに指定管理者に届け出てその指示を受けなければならない。

一部改正〔平成18年規則22号〕

附 則

1 この規則は、平成6年12月9日から施行する。

2 岩手県知事部局行政組織規則(平成9年岩手県規則第28号)の一部を次のように改正する。

第8条第3項第11号中「岩手県立福祉の里センター」の次に「、ふれあいランド岩手」を加える。

別表第1生活福祉部の款障害福祉課の項を次のように改める。

障害福祉課	障害福祉	身障福祉係	施設指導係	療育係
-------	------	-------	-------	-----

一部改正〔平成7年規則33号〕

附 則(平成7年3月31日規則第33号)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成9年3月31日規則第33号)

1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

2 この規則の施行前に福祉交流施設の使用の許可を受けた者の当該許可に係る使用料の額については、なお従前の例による。

附 則(平成11年3月31日規則第102号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成11年3月31日規則第103号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月28日規則第87号)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

2 この規則の施行前に福祉交流施設の使用の許可を受けた者の当該許可に係る使用料の額については、なお従前の例による。

附 則(平成18年3月7日規則第22号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(令和元年9月24日規則第28号)

この規則は、令和元年10月1日から施行する。



2019.10.19